

# 計画の策定にあたって

## 第1章

1. 計画策定の趣旨
2. 計画の性格及び期間
3. 計画推進にあたっての県、市町等の役割
4. 計画策定のための体制
5. 老人福祉圏域の設定



## 1. 計画策定の趣旨

本県は全国に比べ早く高齢化が進んでおり、2025（令和7）年には65歳以上の人口がピークの約44万人、構成比は35.6%（全国29.6%）に、2040（令和22）年には65歳以上の人口が42万人と減少するものの、医療や介護ニーズが高い85歳以上の人口はピークの約12万人となり、構成比は40.9%（全国34.8%）に達すると推測されています。

特に、離島地域では、全ての離島圏域で構成比が35%を超え、2025（令和7）年には44.2%に、2040（令和22）年には50.3%と見込まれています。

また、本県の生産年齢人口（15歳～64歳）は、2020（令和2）年の約72万人から2025（令和7）年には約65万人に、2040（令和22）年には約50万人に減少することが想定されており、いわゆる現役世代の急速な減少により、世代を超えて地域の人々の暮らしを支え合うことが必要になります。

県内市町においては、2025（令和7）年以降、高齢者人口が減少局面に転じる市町が多くなるものと推測されており、人口構成の変化や、それに伴う介護ニーズ等の動向を適切に捉え、その地域の実情に応じて推進していくことが必要です。

このような社会情勢の変化の中、介護保険制度の仕組みを維持しながら人々の暮らしを支える地域の基盤を確保していくためには、中長期的な視点を持って、ICT<sup>※1</sup>やDX<sup>※2</sup>化を進めながら、地域の実情に応じた柔軟で効率的かつ効果的な医療・介護サービスを提供し、高齢者が安心して暮らすことができる地域コミュニティを醸成することが重要になります。

本計画では、一人暮らしの高齢者や認知症の方、障害をお持ちの方など、複雑で様々な支援を必要とする方が増えていく中で、地域住民がお互いの理解を深め、思いを共有し、参画の機会が増えていく共生社会の実現を目指しています。様々な課題の解決にあたっては、多くの県民の皆様、日頃から医療、介護、福祉に携わる方々が目指すべき社会像への理解を深め、一緒に取り組んでいただくことが不可欠と考えています。

こうした状況を踏まえて、2020（令和2）年度に策定した「長崎県老人福祉計画」及び「長崎県介護保険事業支援計画」（令和3年度～令和5年度）が終期を迎えたことから、今回新たに、2024（令和6）年度から2026（令和8）年度を計画期間とする「長崎県老人福祉計画」及び「長崎県介護保険事業支援計画」を策定しました。併せて、2017（平成29）年の介護保険法の改正により、これまで別に策定していた長崎県介護給付適正化計画についても包含し、一体のものとして策定しました。

なお、計画名称については、県民の皆様に伝わりやすく、より身近に感じていただけるよう「ながさき長寿いきいきプラン（長崎県老人福祉計画・長崎県介護保険事業支援計画・長崎県介護給付適正化計画）」と改め、高齢者施策を総合的に展開していきます。

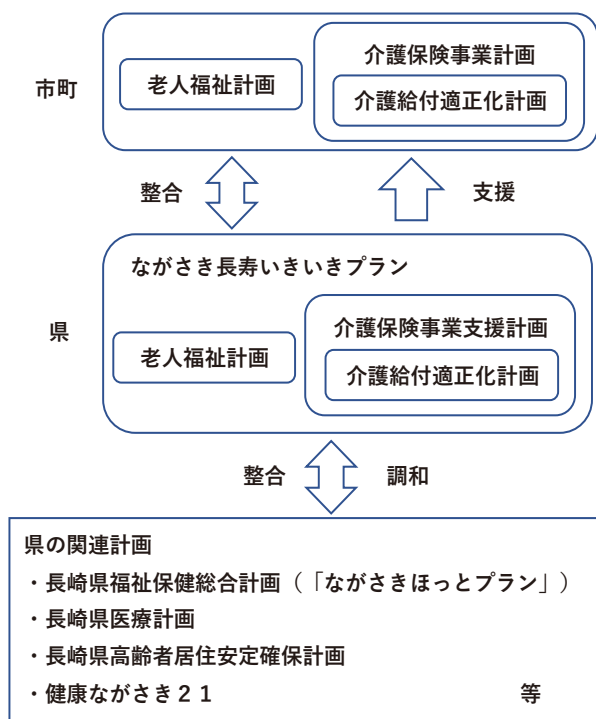
※1 ICT：日本語で「情報通信技術」と訳される。「Information and Communication Technology」の略。情報処理や通信に関連する技術、産業、設備、サービスなどの総称。

※2 DX：「デジタルトランスフォーメーション」の略。デジタル技術やデータを駆使して作業の一部にとどまらず社会や暮らし全体がより便利になるよう大胆に変革していく取組を指す。

## 2. 計画の性格及び期間

### (1) 計画の性格

- 老人福祉法（第20条の9）及び介護保険法（第118条）に基づき、一体的に策定する計画
- 「老人福祉計画」は、市町の域を越えた広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画で、高齢者に関する政策全般にわたる実務計画
- 「介護保険事業支援計画」は、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援する計画
- 「介護給付適正化計画」は、介護保険事業を持続可能とするために実施する適正化事業を支援する計画
- 各市町が策定する「老人福祉計画」及び「介護保険事業計画」の達成に資するため、各市町が推進する高齢者福祉サービス提供及び要支援・要介護者のための介護サービス基盤の整備に対する広域的な観点からの支援・調整を行う計画



### (2) 計画の期間

本計画は、計画初年度を2024（令和6）年度とし、目標年度を2026（令和8）年度とします。

なお、本計画は、毎年その実施状況を点検するとともに、介護保険法により3年ごとに策定する「長崎県介護保険事業支援計画」に合わせ、「長崎県老人福祉計画」も3年ごとに見直しを行い策定します。

## 3. 計画推進にあたっての県、市町等の役割

### (1) 県の役割

県は、市町を包含する広域的な地方公共団体として、県計画に基づいて、広域的な観点から市町計画の目標達成に必要な支援及び助言・援助等を行います。また、老人福祉圏域や全県で広域的に取り組む必要がある課題については、定期的に市町との協議の場を設け、県と市町との役割を明確にし、取り組むこととします。

併せて、介護保険事業者などの民間事業者の育成・指導に努めます。

## (2) 市町の役割

市町は、住民生活に直結した地方公共団体として、また、介護保険事業及び高齢者福祉サービス事業の実施主体として、高齢者のニーズに的確に対応できる体制の整備と、サービスの提供のため、関係機関・団体の協力を得て、市町自らの計画目標達成に努めるものとします。

## (3) 関係機関・団体の役割

高齢者の多様なニーズに対応するためには、市町の介護保険事業及び高齢者福祉サービス事業の強化とあわせて、医療をはじめ保健及び福祉の各分野における関係機関・団体の協力が不可欠です。

保健、医療、福祉の関係機関・団体がもつ専門性を生かし、それぞれの市町が推進する事業に対し、積極的に協力又は参画することが期待されます。

## (4) 各計画等との整合性の確保

市町の老人福祉計画、介護保険事業計画については、市町介護保険担当課長会議における意見交換の他、ヒアリング等を通して県計画と整合性を図っています。

また、県の福祉保健総合計画や医療計画等についても、本計画策定時の関係部署との調整を通じて整合性を図っています。

## 4. 計画策定のための体制

本計画策定にあたっては、医療・福祉・介護の関係団体や、保険者である市町の代表等で構成する「長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会」においてご協議いただいたほか、パブリックコメントの実施により、被保険者のご意見も反映します。

(経過等)

|                     |                           |
|---------------------|---------------------------|
| 令和5年6月26日           | 長崎県議会文教厚生委員会へ計画策定を報告      |
| 令和5年7月12日           | 第1回長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会     |
| 令和5年8月16日           | 第2回長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会     |
| 令和5年8月31日           | 第1回市町担当課長会議、離島サービス確保検討委員会 |
| 令和5年10月17日～26日      | 市町ヒアリング                   |
| 令和5年11月1日           | 第3回長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会     |
| 令和5年12月12日          | 長崎県議会文教厚生委員会への概要説明        |
| 令和5年12月19日～令和6年1月9日 | パブリックコメントの実施              |
| 令和6年2月7日            | 第4回長崎県福祉保健審議会高齢者専門分科会     |
| 令和6年3月7日            | 長崎県議会文教厚生委員会への説明          |

## 5. 老人福祉圏域の設定

「老人福祉圏域」は、介護保険法第118条第2項第1号の規定により介護保険事業支援計画において県が定める区域と同じ圏域とされており、さらに本県では、保健・医療・福祉との総合的な連携を図る観点から、「長崎県医療圏域（二次医療圏）」と同一のものとします。

| 圏域名        | 人口（人）<br>(R2.10.1) | 総面積（km <sup>2</sup> ）<br>(R5.4.1) | 市 町 名                 |
|------------|--------------------|-----------------------------------|-----------------------|
| 長 崎        | 505,512            | 697.20                            | 長崎市、西海市、長与町、時津町       |
| 佐世保<br>県 北 | 307,771            | 823.94                            | 佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町      |
| 県 央        | 264,638            | 636.06                            | 諫早市、大村市、東彼杵町、川棚町、波佐見町 |
| 県 南        | 126,764            | 467.40                            | 島原市、南島原市、雲仙市          |
| 五 島        | 34,391             | 420.12                            | 五島市                   |
| 上五島        | 19,791             | 239.49                            | 小値賀町、新上五島町            |
| 壱 岐        | 24,948             | 139.42                            | 壱岐市                   |
| 対 馬        | 28,502             | 707.42                            | 対馬市                   |
| 県 計        | 1,312,317          | 4,131.05                          | 21 市町(13 市 8 町)       |

出典：国勢調査（令和2年）、令和5年全国都道府県市区町村別面積調(令和5年4月1日時点)(国土地理院)

| 圏域名        | 介護保険事務の実施状況                                                  |
|------------|--------------------------------------------------------------|
| 長 崎        | 長崎市、西海市並びに西彼杵郡の長与町及び時津町が、それぞれ単独実施                            |
| 佐世保<br>県 北 | 佐世保市が北松浦郡の小値賀町と認定審査会を共同設置<br>平戸市、松浦市及び北松浦郡の佐々町がそれぞれ単独実施      |
| 県 央        | 諫早市及び大村市が単独実施<br>東彼杵郡の東彼杵町、川棚町及び波佐見町で構成する東彼地区保健福祉組合が認定審査会を運営 |
| 県 南        | 島原市、南島原市、雲仙市で構成する島原地域広域市町村圏組合が財政を含む事務を実施                     |
| 五 島        | 五島市が単独実施                                                     |
| 上五島        | 南松浦郡の新上五島町が単独実施<br>北松浦郡の小値賀町が佐世保市と認定審査会を共同設置                 |
| 壱 岐        | 壱岐市が単独実施                                                     |
| 対 馬        | 対馬市が単独実施                                                     |

### 【SDGs の達成に向けた取組】

SDGs は、2015 年の国連総会で採択された、「持続可能な開発のための 17 の国際目標」であり、我が国では、2016 年に「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者を目指す。」というビジョンを掲げ「SDGs 実施指針」を策定しました。

本県においても、SDGs の理念を踏まえた計画の策定、実現が求められています。

本計画に掲げる取組を推進することは、SDGs の目標の達成にも繋がるものです。

### （本計画と関連の強い目標）

